

## ●特に注意が必要な（間違いやすい）事項（令和7年度 定期）

### 【共通事項】

- 電子申請及び書面提出の期限は令和7年1月31日（金）午後5時です。  
〔 電子申請と書面の両方が到着してからの審査となります。  
書面のみ申請は、受付致しません。 〕
- **業者番号を取得済みの方は、電子申請システムのシステム利用申請は不要です。**  
そのまま、「②ログイン」から本申請を行って下さい。  
〔 業者番号 建設工事 : 1から始まる6桁  
建設コンサルタント等業務 : 2から始まる6桁 〕
- システム入力後、「申請する」ボタンをクリックして下さい。  
（「申請する」ボタンのクリックで電子申請完了です。訂正、不備等の再申請時も同様をお願いします。）
- 証明する書面の有効期限にご注意下さい。
- **株式会社は（株）、有限会社は（有）と入力して下さい（その他の法人名称も略語で入力）。  
カッコは全角1文字として下さい。**
- 営業所名は会社名を入力せず、**営業所名のみ**入力してください。  
（※「〇〇会社△△営業所」でなく、「△△営業所」と入力してください。）
- 「適正・不適正」のメールが送信できませんので、メールアドレスは正確に入力して下さい。
- 申請情報の帳票出力が正しく動作しない場合は、「操作マニュアル（共通編）」の3ページの「信頼済みサイト」への登録をお願いします（詳細はマニュアルをご参照下さい）。

### 【建設工事】

- 入札参加資格登録を希望する業種は、建設業の許可を受けた業種であり、かつ経営事項審査を受けている必要があります。  
（「④営業所一覧表（P.5）」及び「操作マニュアル（建設工事編）（P.9）」参照）
- 入札参加希望業種のチェックについては、原則、主任技術者となれる技術者が必要です。  
（「④営業所一覧表（P.5）」及び「操作マニュアル（建設工事編）（P.9）」参照）
- 経営事項審査基準日（令和5年7月1日から令和6年6月30日）及び数値をご確認下さい。  
（「⑧経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（P.6）」参照）
- 系列会社がない場合もその旨（系列会社数「0」や系列会社の有無「無」）の記載及び調書の提出が必要です。（「⑨系列会社についての調書（P.6）」参照）

### 【建設コンサルタント業務等】

- **測量業務、建築一般、不動産鑑定については、雲仙市と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が各法令に基づく登録が必要になります。**  
（「③希望業種別調書（P.10）」参照）
- 同一人物が同一部門の「技術士」と「RCCM・認定管理技術者」を保有している場合は、「技術士」欄に実数を計上し、「RCCM・認定技術管理者」欄には計上しないで下さい。  
（「④実態調書（P.10）」及び「操作マニュアル（建設コンサルタント等業務編）（P.10）」参照）
- 認定技術者数は、「RCCM・認定技術管理者」欄へ計上して下さい。  
（「④実態調書（P.10）」及び「操作マニュアル（建設コンサルタント等業務編）（P.11）」参照）